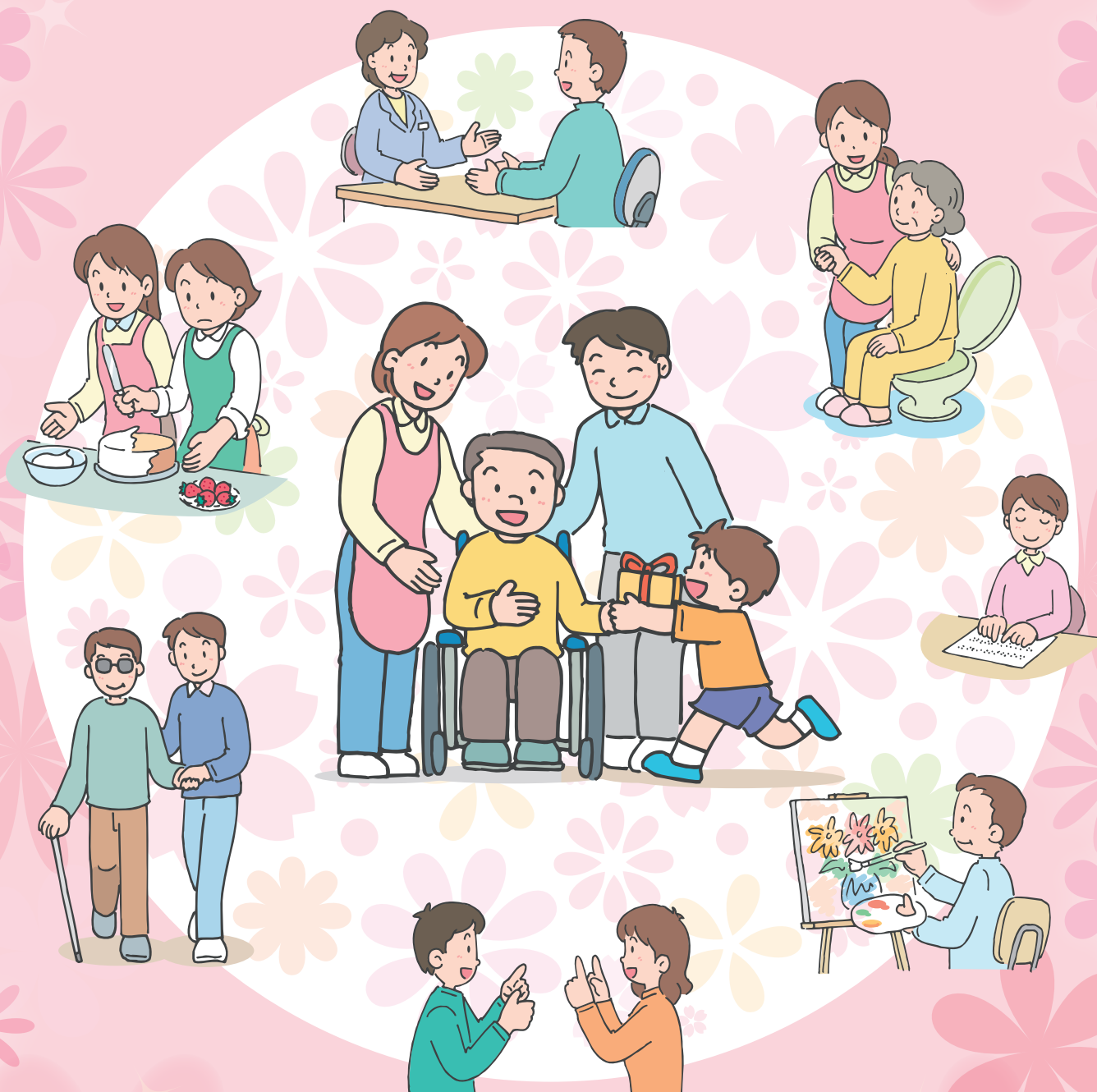


しょうがいふくし
障害福祉のしおり



えち ぜん ちょう
越前町

はじめに

このしおりは、^{しんたい}身体・^{ちてき}知的・^{せいしん}精神に^{しょうがい}障害がある^{ひと}人、そしてその^{かぞく}家族が、^{ひびく}日々の暮らしの中で^{なかてび}手引きとして^{ひろ}広く利用^{りよう}してもらうためのしおりです。

このしおりが、みなさんの^{せいかつ}生活の中で^{なかすこ}少しでもお役に^{やくた}立つことがあれば^{さいわ}幸いです。

1 このしおりの^{ないよう}内容は、^{へいせい}おおむね平成^{ねん}30年^{がつ}10月1^{にちげんざい}日^{じょうきよう}現在の^{さくせい}状況で作成されていますが、^{せいど}制度によって^{へんこう}変更となる^{ばあい}場合がありますので、^{ちゅうい}ご注意ください。

2 ^{かくせいど}各^{りよう}制度を利用されるときに、^{じょうけん}いろいろな条件がありますので、^{まどぐち}くわしいことについては、^{といあわ}それぞれの^{さき}窓口、^{さき}問合せ先へおたずねください。

3 このしおりのほかにも、^{ふくし}福祉に^{かん}関する^{せいど}制度は^{かずおお}数多くあります。

もくじ

1	しょうがいしゃてちょう 障害者手帳		2 ページ
2	ねんきん てあて 年金、手当		6 ページ
3	きょうさい かしつけ げんめん 共済、貸付、減免		9 ページ
4	いりょう 医療		11 ページ
5	サービス、助成	じょせい	13 ページ
6	そうだんまどぐち 相談窓口		19 ページ
7	せい どの ちらん 制度一覧		26 ページ

しょうがいふくし
障害福祉サービスについては別冊のサービスガイドを
らん
ご覧ください。

しょうがいしゃてちょう 1 障害者手帳

1

障害者手帳
しょうがいしゃてちょう

しょうがい ひと せいかつ しょうがい しょうがい しょうがい しょうがい
障害のある人は、生活するために、いろいろな支援を受けたり福祉サービスを
つか つか つか つか しょうがいしゃ
使うことができます。支援が必要なときや福祉サービスを使うとき、障害者
てちょう も
手帳を持ちましょう。

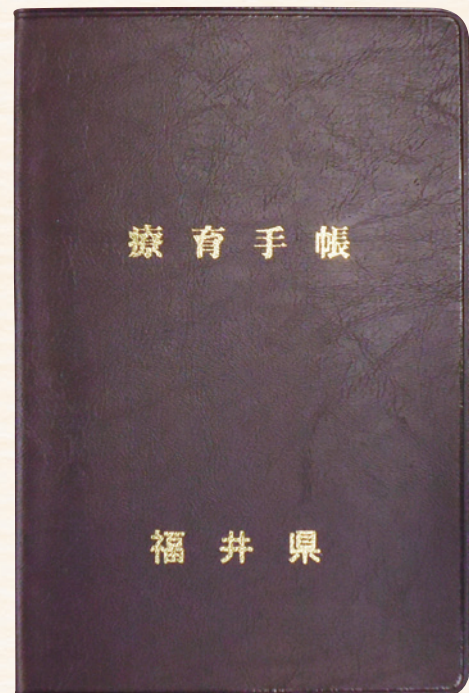
(1) しょうがい しゅるい しょうがいしゃてちょう 障害の種類と障害者手帳

しょうがい しゅるい おお ちてきしょうがい しんたいしょうがい せいしんしょうがい
障害の種類は大きくわけて、知的障害、身体障害、精神障害の3つがあります。

1 りょういくてちょう ちてきしょうがい ひと てちょう 療育手帳 (知的障害がある人の手帳)

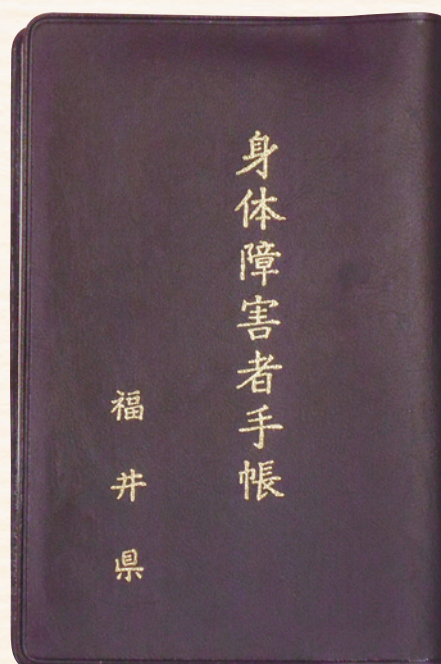
さい こ のう
18歳になるまでの子どものころに、脳
しょうがい
にいろいろな障害があるため、むずか
りかい じぶん き
しいことを、理解すること・自分で決
かんが
めること・考えること・おぼえること
にがて せいかつ しょうがい
などがとても苦手で、生活に支援が
ひつよう ひと てちょう
必要な人のための手帳です。

しょうがい ていど
障害の程度で、A 1・A 2・B 1・B
2の4つにわけられています。



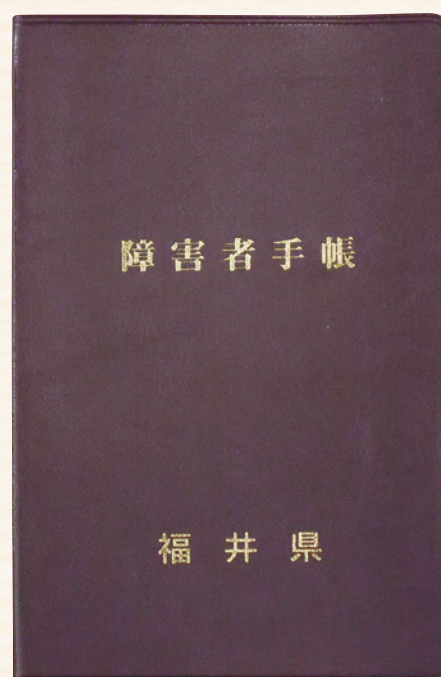
② 身体障害者手帳 (身体障害がある人の手帳)

め み き くち
目が見えない、耳が聞こえない、口が
うご た はな
動きづらく食べたり話したりができな
い、て あし うご しんぞう ぞう
手や足が動かない、心臓・じん臓
などになお しょうがい ひと
に治らない障害がある人のための
てちょう しょうがい ていど きゅう
手帳です。障害の程度で、1級から6
きゅう
級にわけられています。



③ 精神障害者保健福祉手帳 (精神障害がある人の手帳)

とうごうしつちょうしょう びょう せいしん びょうき
統合失調症やうつ病などの精神の病気
じへいしょう はったつ しょうがい
や自閉症などの発達障害のために、
せいかつ しえん ひつよう ひと てちょう
生活に支援が必要な人のための手帳で
しょうがい ていど きゅう きゅう
す。障害の程度で、1級から3級にわ
けられています。



(2) 障害者手帳の申しこみかた

手帳の種類によって、申しこみかたが、ちがいます。

申請書（申しこむために書く紙）は、申しこむところにあります。よくわからないときには、申しこむところでなんでも聞いてください。

（申しこむところ） 役場福祉課

① 療育手帳

- 持ちもの
- ・ 写真（大きさ たて4センチ、よこ3センチ）
 - ・ 朱肉をつかう印鑑
- ふくいけんそうごうふくしそудんしよ はんてい う
福井県総合福祉相談所で判定を受けます。



② 身体障害者手帳

- 持ちもの
- ・ 福井県で決まっている医師の診断書
 - ・ マイナンバーが確認できるもの
 - ・ 写真（大きさ たて4センチ、よこ3センチ）
 - ・ 朱肉をつかう印鑑



③ 精神障害者保健福祉手帳

- 持ちもの
- ・ 福井県で決まっている医師の診断書
（年金をもらっている人は診断書がいらない
場合があります）
 - ・ マイナンバーが確認できるもの
 - ・ 写真（大きさ たて4センチ、よこ3センチ）
 - ・ 朱肉をつかう印鑑



(3) 知ってほしいたいせつなこと

- ① 手帳は申しこんでから、もらえるまでに日数がかかります。
- ② 手帳には、障害の種類や程度により、つかえる期限があります。期限が近くなると、更新のお知らせがきますので、更新を忘れないでください。
- ③ 障害の程度が軽くなると手帳がもらえなくなることもあります。そのときは手帳を返してください。
また、手帳をもらった人がなくなったときも、手帳を返してください。
- ④ 手帳はとても大事なものです。ほかの人に貸したりしないでください。
なくしたときは、もらったところに届けてください。



(1) ねんきん 年金

2

ねんきん、
年金、
てあて
手当

しょうがいねんきん さいいじょう ひと びょうき せいかつ
障害年金とは、20 歳以上の人が病気やケガで生活や
しごと かね
仕事などがむずかしくなったときにもらえるお金で、
かげつ かい ねんきん ほけんりょう
2 ヶ月に 1 回もらえます。年金の保険料をおさめてい
ひと たいしょう こ ころ しょうがい ばあい
る人が対象です。子どもの頃から障害がある場合は、
さい どうじ う と
20 歳になると同時に受け取ることができます。



●ちてきしょうがい ひと しょうがいねんきん てつづ 知的障害のある人の障害年金の手続き

① もう 申しこむところは？

にほんねんきんきこうたけふねんきんじむしょ
日本年金機構武生年金事務所
でんわ
(電話 0778-23-1126)

また は やくばけんこうほけんか
役場健康保険課
でんわ
(電話 0778-34-8710)



② もう 申しこみはいつからできるの？

さい たんじょう び もう
20 歳の誕生日から申しこむことができます。

まえ じゅんぴ
できるだけその前から準備をしましょう。

さい す もう
20 歳を過ぎても申しこむことができます。



③ ひつよう しょうい なに 必要な書類は何があるの？

せいきゅうしょ い し か しんだんしょ もうしたてしょ
請求書、医師が書いた診断書、申立書などです。



●精神障害のある人の障害基礎年金の手続き

① まずはじめに、自分が障害年金を受け取る資格をもっているか確認しましょう。

ア) ・障害の原因となった病気やケガで初めて医師などの診療を受けた日の時点で、国民年金か厚生年金のどちらかに加入していて、一定の保険料をおさめていること。
・20歳未満。

イ) 生活することがむずかしい程度の病気であること。

② 大人になってから発達障害などで働くことがむずかしく、障害年金の申請を考えている場合は、相談してみましょう。

Q 年金はいくらもらえるの？

A 障害基礎年金 1 級は年額 974,125 円、2 級は年額 779,300 円です。(2018 年現在)

Q 会社で働くと年金はもらえなくなるの？

A 会社で働いていても障害基礎年金はもらえます。
ただし、お給料が年間 518 万 3 千円をこえる場合はもらえる金額が減らされます。

2

年金、
手当

(2) 手当

手当は障害がある人の在宅生活を助けてくれるものです。障害の程度や収入などで、もらえる手当とももらえない手当があります。

施設にはいたり、長く入院している場合、もらえない手当もあります。

どの手当も申しこみをしないともらえません。必要な手当を受けているかどうか確認しましょう。

てあて 手当	てあて ないよう 手当の内容	といあわ さき 問合せ先
しょうがいじふくしてあて 障害児福祉手当	とても重い障害のある20歳未満の子どもがもらえます。	やくばふくしか 役場福祉課 でんわ 電話 0778-34-8725
とくべつしょうがいしゃてあて 特別障害者手当	とても重い障害のある20歳以上の人がもらえます。	
じゅうしょうしんしんしょうがいじ 重症心身障害児(者) ふくしてあて 福祉手当	とても重い障害を重複するか、単一のとても重い障害のある人がもらえます。	
とくべつじどうふようてあて 特別児童扶養手当	重い障害のある子どもを育てている保護者がもらえます。	
とくていしっかんかんじゃとくべつみまいぎん 特定疾患患者特別見舞金	難病などのため6ヶ月以上入院し、その治療を受けている人がもらえます。	
じどうふようてあて 児童扶養手当	父または母に重い障害があり、子どもを育てている場合にももらえます。	

※それぞれの手当には他にも条件がありますので、問合せ先で確認しましょう。

3 きょうさい かしつけ げんめん 共済、貸付、減免

(1) しょうがいしゃ ふ よ う きょうさい せい ど 障害者扶養共済制度

しょうがい ひと しょうがい こ めんどう ひと い あいだ まいつき
障害のある人や障害のある子どもの面倒をみている人が、生きている間に毎月
かね た めんどう み ひと おも しょうがい も
お金を貯めて、もし、面倒を見ている人がなくなったり、重い障害を持ったと
きに、障害のある人へお金が支払われる制度です。

もう めんどう み ひと さい み まん とくべつ びょうき しょうがい
申しこむには、面倒を見ている人が、65歳未満で特別な病気や障害がない
けんこう ひと もう
健康な人なら申しこむことができます。

3

きょうさい
共済、
かしつけ
貸付、
げんめん
減免

しょうがい ひと こ ひと 障害のある人や子どもってどんな人？

- ① しんたいしょうがいしゃてちょう きゅういじょう ひと
身体障害者手帳3級以上の人
- ② りょういくてちょう も ひと
療育手帳を持っている人
- ③ せいしん しんたい か しょうがい ひと
精神または身体にずっと変わらない障害がある人

といあわ さき ふくいけんしょうがいふくしか でんわ
(問合せ先) 福井県障害福祉課 電話 0776-20-0634



せい かつ ふ く し し き ん か し つ け (2) 生活福祉資金貸付

ていしょとくせたい こうれいしゃせたい しょうがい しんたい ちてき せいしん ひと せたい たい
低所得世帯、高齢者世帯、障害（身体・知的・精神）のある人の世帯に対し、
かね かしつけ みんせいいいん じどういいん ひつよう そうだんしえん せたい
お金の貸付と民生委員児童委員による必要な相談支援により、その世帯が、
あんてい せいかつ おく もくてき かしつけせいで
安定した生活を送ることができるようにすることを目的とした貸付制度です。

といあわ さき えちぜんちょうしゃかいふくしきょうぎかい でんわ
(問合せ先) 越前町社会福祉協議会 電話 0778-34-2388

(3) 減免

税金や保険料など国民として払わなければいけないお金があります。

でも、障害の程度や収入によっては手続きをすると払うお金が免除されたり、金額を減らしてもらうことができます。

それぞれの問合せ先で確認しましょう。

- ① 税金の減免・・・住民税や所得税などを無しにしたり、安くします。

(問合せ先) 住民税 役場税務課 電話 0778-34-8709
所得税 武生税務署 電話 0778-22-0890



- ② 自動車などの税金の減免・・・自動車などにかかる税金を安くします。

(問合せ先) 普通自動車 福井県税事務所 電話 0776-21-8274
軽自動車 役場税務課 電話 0778-34-8709



- ③ NHK 放送受信料の減免・・・NHK の放送受信料を安くします。

(問合せ先) NHK 福井放送局 電話 0776-28-8855



(1) 重度障害者(児)医療費無料化制度

病気で病院に行ったときに支払った、1割～3割の
自己負担分のお金が2～3ヶ月後にもどります。

所得が多いと助成できないことがあります。

精神障害は通院のみ対象です。

対象になる人

療育手帳…………… A1・A2・B1・B2 の一部の人

身体障害者手帳…………… 1級～3級の人

精神障害者保健福祉手帳 …… 1級、2級の自立支援医療受給者

(問合せ先) 役場福祉課 電話 0778-34-8725

(2) 自立支援医療

自立支援医療は、障害に関係する病院に行ったときのお金の支払いの一部を無しにします。

自立支援医療には3種類あります。

- 育成医療 主に身体に何らかの障害がある18歳未満の子どもが対象です。
- 更生医療 身体障害者手帳を持つ18歳以上の人が対象です。
- 精神通院医療 精神的な病気で精神科などへ通院している人が対象です。

利用者負担は医療費の1割です。さらに月々に支払う医療費の上限が設定されます。

(問合せ先) 役場福祉課 電話 0778-34-8725

(3) 後期高齢者医療制度

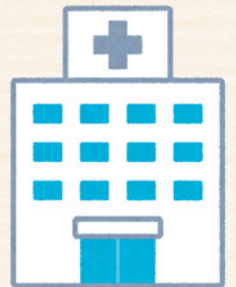
後期高齢者医療制度は、75 歳以上の方が加入する制度ですが、65 歳から 74 歳の方で下記に該当する場合は、任意で加入することができます。

(対象者) 身体障害者 1 級～3 級、4 級の一部
知的障害者 A 1、A 2
精神障害者 1 級～2 級

(問合せ先) 役場健康保険課 電話 0778-34-8710

(4) 限度額適用・標準負担額減額認定証

病院での支払いが高くなるときは、事前に加入する医療保険者に申請すること
で、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が発行され、
病院で自己負担限度額までの支払いにすることができます。
お持ちの保険証に記載されている保険者にお問い合わせください。



(5) 高額医療費制度

同じ月内にかかった医療費の自己負担額が一定の限度額を超えた場合は、申請
して認められると、高額医療費として支給されます。
お持ちの保険証に記載されている保険者にお問い合わせください。

(6) 特定疾病療養受療証

特定疾病（人工透析が必要な慢性腎不全、血友病、血液製剤投与による HIV
感染症）については、毎月の自己負担限度額が医療機関ごとに 10,000 円ま
でとなります。
お持ちの保険証に記載されている保険者にお問い合わせください。

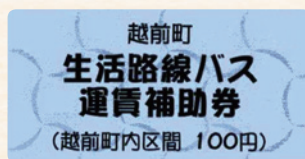
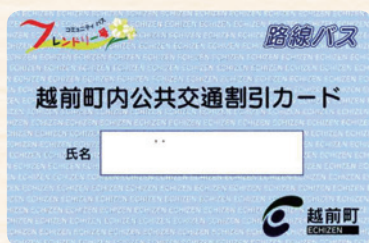
5 サービス、助成

(1) 電車・バス・タクシー・飛行機（公共交通機関）のサービス

① 町内交通機関を利用するときのサービス

● 越前町内公共交通割引カード

越前町内公共交通割引カードを使うと、コミュニティバス、福鉄バス、京福バスは町内 100 円で乗ることができます。福鉄バスと京福バスを利用するとき、「公共交通割引カード」を見せて、「生活路線バス運賃補助券」を使い町内 100 円で乗ることができます。町外へ出たときは、町外分のバス料金がかります。



（問合せ先） 役場企画財政課 電話 0778-34-8702

② 福祉タクシー乗車券

自動車が運転できない人、バスや電車に乗ることが難しい障害の重い人の場合は、福祉タクシー乗車券を申しこむことができます。

（対象になる人）

- ・ 身体障害者手帳 1 級の人、下肢・体幹・視覚に 2 級の障害のある人
- ・ 療育手帳 A 1、A 2 の人
- ・ 精神障害者保健福祉手帳 1 級、2 級の人

（助成額）

タクシー 普通車初乗り運賃額（年間最大 24 枚）



（問合せ先） 役場福祉課 電話 0778-34-8725

5

サービス、
助成

③ 旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄をみせて割引になるサービス

療育手帳や身体障害者手帳の中に、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄があります。障害の重い人は第1種、障害の軽い人は第2種と書いてあり、鉄道や飛行機の割引につかいます。



● JR

◆ 第1種（障害の重い人）の人とつきそいの人がいっしょに乗車するとき、本人もつきそいの人普通乗車券・回数乗車券・普通急行券・定期乗車券（大人の場合）が、半分の料金になります。

◆ 第1種の人や第2種の人がひとりで乗車するとき

※片道100キロをこえる乗車の場合、普通乗車券が半分の料金になります。

※精神障害者保健福祉手帳を持っている人は割引になりません。



● 私鉄電車・路線バス

第1種（障害の重い人）の人とつきそいの人がいっしょに乗車するときは、ふたりとも半分の料金になります。

第2種の方は、本人だけ半分の料金です。

● 飛行機

会社によって安くなることがあります。チケットを申しこむときに聞いてみましょう。



(2) 有料道路通行料割引

通勤、通学、通院等の日常生活において、有料道路を利用している障害のある人に料金の割引をします。(事前に登録が必要です。)

(対象になる人)

- ① 第1種の身体障害者… 障害者または介護者が運転する場合
- ② 第2種の身体障害者… 障害者が運転する場合
- ③ 第1種の知的障害者… 介護者が運転する場合

(申しこむところ) 役場福祉課や各住民サービス室 電話 0778-34-8725
(問合せ先) 中日本高速道路株式会社金沢支社 電話 076-240-4930

(3) 在宅障害者訓練等施設通所費助成

障害福祉サービスまたは地域生活支援サービスを利用して、訓練を行う施設に通うためにかかる交通費の一部を助成します。



(※通う距離が片道2km未満の場合を除きます。)

(問合せ先) 役場福祉課 電話 0778-34-8725

(4) 自動車改造助成

身体に障害のある人が、就労等社会復帰を図るため自動車を改造する必要がある場合、改造にかかるお金の一部を助成します。

(助成額)

・改造にかかるお金の上限 100,000 円

(対象になる人)

・身体障害者手帳1級の人

・身体障害者手帳2級の上肢、下肢、体幹に障害のある人

(問合せ先) 役場福祉課 電話 0778-34-8725

(5) 運転免許取得費助成

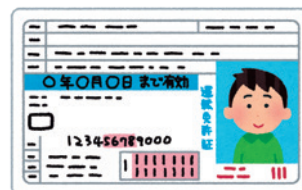
障害のある人が、就労や社会参加などの行動範囲を広げるため自動車の運転免許を取得するときにかかるお金の一部を助成します。

助成額

支払うお金の 2/3、上限 100,000 円

対象になる人

- ・身体障害者手帳 4 級以上の人
- ・療育手帳をお持ちの人
- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人



(問合せ先) 役場福祉課 電話 0778-34-8725

(6) 住宅改修費助成 (日常生活用具)

住宅で生活する身体障害者で下肢、体幹機能などの障害により移動機能に障害がある人が、段差解消や手すりの設置など住環境の改善を行う場合に、かかるお金の一部を助成します。必ず改修する前にご相談ください。

対象になる人

身体障害者手帳の下肢、体幹 3 級以上 (脳原性を含む)、難病の人

内容

段差解消、手すりを取り付ける、床材を取り替える、扉を取り替えるなどの簡単な修繕工事

基準額

200,000 円 (1 回限り) 1 割負担



(7) 住宅改造費助成

在宅の重度身体障害者が日常生活をより暮らしやすくするため、住居改造にかかるお金の一部を助成します。(新築・増築は対象外)
必ず改造する前にご相談ください。

(対象になる人)

身体障害者手帳の視覚または肢体不自由 1 級・2 級の人

※その他の制度で住宅の改造にかかる費用の支給を受けている人は対象となりません。

(内容)

壁を壊して間口を広げるなど、家の中の区切りを変更するような工事
(住宅の玄関、台所、トイレ、洗面所、浴室など)

(助成限度額) 800,000 円 (1 回限り)

※日常生活用具の住宅改修費の助成を受ける場合は、600,000 円が限度額となります。

※下肢・体幹・脳原性移動機能障害の人は 600,000 円が限度額です。

(問合せ先) 役場福祉課 電話 0778-34-8725

5

サービス、
助成

(8) ハートフル専用パーキング利用証制度

障害のある人などが、病院やショッピングセンターなどを利用しやすいよう、利用証をお持ちの人専用の駐車場が利用できます。

(対象になる人)

- ① 身体障害、知的障害、高齢、難病により歩行困難な人
- ② 妊産婦、けが等により一時的に歩行が困難な人

(利用できる駐車場)

県と協定を結んだ施設の身体障害者等用駐車場



(問合せ先) 役場福祉課 電話 0778-34-8725

(9) ヘルプカード

義足や心臓・じん臓などに治らない障害がある人、難病のある人や妊娠初期など、見た目ではわからない人が、災害や生活の中で困ったときに、援助を受けやすくするためのカードです。



ふりがな			
名 前			
生年月日	年	月	日 血液型 (型)
住 所			
緊急連絡先			
かかりつけ医療機関			
お願いしたいこと			

(問合せ先) 福井県丹南健康福祉センター 電話 0778-51-0034
 役場福祉課 電話 0778-34-8725

6 相 談 窓 口

① 越前町役場 福祉課

療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の
手続きや障害福祉サービスにかかる仕事をしています。
障害がある人、障害があるかもしれないと心配な人が
相談できます。



住 所	電 話	ファックス
〒 916-0192 越前町西田中 13-5-1	0778-34-8725	0778-34-1235

② 障害者基幹相談支援センター

越前町相談支援センターさざんか（社会福祉法人 光道園）



障害のある人とその家族の地域における生活を支援するため、福祉サービス
の利用や制度について、いろいろな相談ができる窓口です。

住 所	電 話	ファックス
〒 916-0146 越前町朝日 1 丁目 201 (こども支援センターえがお内)	0778-34-2501	0778-34-2507

③ 福井県丹南健康福祉センター

障害福祉、児童福祉、母子福祉に関する相談や支援および、生活保護、
難病に関する相談や支援などを行っています。

住 所	電 話	ファックス
〒 916-0022 鯖江市水落町 1 丁目 2-25	0778-51-0034	0778-51-7804

④ 福井県総合福祉相談所

身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターなどの機能を持ち、身体に障害のある人、知的に障害のある人および精神に障害のある人に対する専門的・技術的支援を行っています。

住 所	電 話	ファックス
〒 910-0026 福井市光陽 2 丁目 3-36	0776-24-5135 （障害者相談） 0776-24-5138 （児童相談）	0776-24-8834

⑤ 精神保健福祉センター 「ホッとサポートふくい」

こころの健康や精神疾患についての知識を広めたり、理解を深めるための仕事を行っています。思春期や依存症の人、自死された人の遺族からの相談を受けています。

住 所	電 話	ファックス
〒 910-0026 福井市光陽 2 丁目 3-36 （福井総合福祉相談所内）	0776-26-4400	0776-24-8834

⑥ 福井県子ども療育センター

18 歳未満のお子さんの成長、発達を支援しています。
発達についての相談、診療、発達支援などの仕事があります。



住 所	電 話	ファックス
〒 910-0846 福井市四ツ井 2 丁目 8-1	0776-53-6570	0776-53-6576

⑦ 発達障害者支援センター「スクラム福井」

発達障害のある人や家族などからの相談を受けて、本人がよりよい生活ができるように支援を紹介します。

住 所	でん 電 話	ファックス
〒 910-0026 福井市光陽 2 丁目 3-36 (福井総合福祉相談所内)	0776-22-0370	0776-22-0371

⑧ ひきこもり地域支援センター

ひきこもり状態にある本人やご家族の相談を受けます。



住 所	でん 電 話	ファックス
〒 910-0026 福井市光陽 2 丁目 3-36 (福井総合福祉相談所内)	0776-24-4400	0776-24-8834

⑨ 福井県難病支援センター

難病の患者さんや家族の相談を受けます。



住 所	でん 電 話	ファックス
〒 910-0846 福井市四ツ井 2 丁目 8-1 (福井県立病院本棟 3 階)	0776-52-1135	0776-52-1135

⑩ 福井県高次脳機能障害支援センター

高次脳機能障害の患者さんや家族の相談を受けます。

住 所	でん 電 話	ファックス
〒 910-0067 福井市新田塚 1-42-1 (福井総合クリニック内)	0776-21-1300	0776-25-8264

6

相談窓口

⑩ 子ども教育相談

・福井県特別支援教育センター

高校生までの子どもや保護者、学校関係者などから、障害児教育についての相談を受けます。

住 所	電 話	ファックス
〒 910-0846 福井市四ツ井 2 丁目 8-1 (福井県立病院関連四機関の 4 階)	0776-53-6574	0776-52-6272

・越前町教育委員会 学校教育課

小学校から中学校までの子どもや保護者などから、子どもの教育についての相談を受けます。



住 所	電 話	ファックス
〒 916-0192 越前町内郡 13-19-3 (越前町生涯学習センター)	0778-34-8716	0778-34-2720

⑪ 越前町社会福祉協議会

福祉啓発、ボランティア育成、身近な困りごと相談など地域福祉をすすめるためのいろいろな仕事をしています。

住 所	電 話	ファックス
〒 916-0141 越前町西田中 8-20-1	0778-34-2388	0778-34-0794

⑫ 公共職業安定所「ハローワーク武生」

会社ではたらかいたい人に、仕事を紹介してくれるところです。
障害のある人のための係もありますので、障害者手帳を持っ
て相談に行きましょう。



住 所	電 話	ファックス
〒 915-0814 越前市中央 2 丁目 8-23	0778-22-4078	0778-22-8830

⑬ 福井県障害者職業センター

「どんな仕事ができるだろう」と思ったときに、
はたらく力を調べたり、職業につくための準備
訓練をしたりするところです。



住 所	電 話	ファックス
〒 910-0026 福井市光陽 2 丁目 3-22	0776-25-3685	0776-25-3694

⑭ 障害者権利擁護センター

自分の身の回りのことや、お金のこと（財産）で困っている知的に障害の
ある人、精神に障害のある人が相談するところです。

住 所	電 話	ファックス
〒 910-0026 福井市光陽 2 丁目 3-22 (福井総合福祉相談所内 障害者支援課)	0776-24-5135	0776-24-8834

15 障害者虐待相談

しょうがい ひと かぞく しょうがい ひと りょう ふくししせつ
障害のある人が、その家族、障害のある人が利用する福祉施設や、やとわ
れている会社などから受けた、ぎやくたい そうだん う
虐待について相談を受けています。

・越前町役場 福祉課

じゅう しょ 住 所	でん わ 電 話	ファックス
〒 916-0192 えちぜんちょうにしたなか 越前町西田中 13-5-1	0778-34-8725	0778-34-1235

・障害者基幹相談支援センター（越前町相談支援センターさざんか）

じゅう しょ 住 所	でん わ 電 話	ファックス
〒 916-0146 えちぜんちょうあさひ ちょうめ 越前町朝日 1 丁目 201 （こども支援センターえがお内）	0778-34-2501	0778-34-2507

16 障害者差別相談

しょうがい ひと かぞく しょうがい りゅう
障害のある人やその家族などから障害があることを理由とした
さべつ そうだん う しょうがい みせ
差別について相談を受けています。「障害があるので、店にはいるのをこと
わられた。」「わかりやすい説明（せつめい）をしてもらえない。」なども差別（さべつ）です。

・越前町役場 福祉課

じゅう しょ 住 所	でん わ 電 話	ファックス
〒 916-0192 えちぜんちょうにしたなか 越前町西田中 13-5-1	0778-34-8725	0778-34-1235

・障害者基幹相談支援センター（越前町相談支援センターさざんか）

じゅう しょ 住 所	でん わ 電 話	ファックス
〒 916-0146 えちぜんちょうあさひ ちょうめ 越前町朝日 1 丁目 201 （こども支援センターえがお内）	0778-34-2501	0778-34-2507



17 成年後見制度

障害のある人が、保護者である親や親族を失ったときに、本人に代わって財産を管理したり施設入所などの契約を適切に行うための手続きを行います。

	住 所	電 話
福井家庭裁判所	〒 910-8524 福井市春山 1-1-1	0776-22-5000
法テラス福井	〒 910-0004 福井市宝永 4-3-1 サクラ N ビル 2F	050-3383-5475

6

相談窓口

18 地域の相談員さん

・障害者相談員

身体に障害のある人および知的に障害のある人、本人またはその保護者からの相談に応じ必要な助言を行います。

・民生委員・児童委員

地域福祉の向上のために厚生労働大臣から委嘱された「民間の奉仕者」です。それぞれ担当地域が決められており、地域社会の生活に困っている人、児童、障害のある人、高齢の人のことで問題をかかえている人々に、相談・援助・情報提供を行います。



19 ふくしの相談窓口 といといとい

どこに相談したらいいのかわからない。高齢・障害・児童発達などに関係なく、越前町にお住まいの人の福祉の相談を行います。

場 所	電 話	日 時
越前町朝日 1 丁目 504 フ・クレール店舗	0778-34-1440	毎月第 2 木曜日 午後 1 時～ 4 時

せ い ど い ち ら ん 7 制度一覽

しょうがいしゃてちょうくぶんていどべつがいとうせいでいちらん 障害者手帳区分程度別該当制度一覽

			2 ねんきん てあて 年金・手当						3 きょうさい げんめん 共済・減免			
			しょうがいじふくしてあて 障害児福祉手当	とくべつしょうがいしゃてあて 特別障害者手当	じゆうしょうしんしんしょうがいじしゃ 重症心身障害児(者) ふくしてあて 福祉手当	とくべつじどうふようてあて 特別児童扶養手当	とくていつかんかんじやとくべつみまいきん 特定疾患患者特別見舞金	しょうがいきそねんきん 障害基礎年金 しょうがいこうせいねんきん 障害厚生年金	しょうがいきふきふくせいど 障害者扶養共済制度	じゆうみんぜい しょとくぜい 住民税・所得税	じどうしゃぜい 自動車税	ほうそうじゆしんりよう NHK放送受信料
身 体 障 害 者 手 帳	視 覚 障 害	1級	△	△	△	△	難病などのため6ヶ月以上入院し、その治療を受けている人に特別見舞金がかかります	日本年金機構武生年金事務所 で相談してください	○	○	△	△
		2級	△	△	△	△			○	○	△	△
		3級			△	△			○	○	△	△
		4級								○	△	△
		5級								○		△
		6級								○		△
	聴 覚 又 は 平 衡 機 能	2級	△	△	△	△			○	○	△	△
		3級			△	△			○	○	△	△
		4級								○		△
		5級								○		△
		6級								○		△
		3級			△	△			○	○	△	△
	音 声	4級								○		△
		1級	△	△	△	△			○	○	△	△
		2級	△	△	△	△			○	○	△	△
		3級			△	△			○	○	△	△
		4級				△				○	△	△
		5級								○	△	△
	上 肢 ・ 下 肢 ・ 体 幹 不 自 由	6級								○	△	△
		1級	△	△	△	△			○	○	△	△
		2級	△	△	△	△			○	○	△	△
		3級			△	△			○	○	△	△
		4級								○		△
		5級								○	△	△
	内 部 障 害	6級								○	△	△
		1級	△	△	△	△			○	○	△	△
		2級	△	△	△	△			○	○	△	△
		3級			△	△			○	○	△	△
		4級								○		△
	療 育 手 帳	A1	△	△	△	△			○	○	△	△
		A2			△	△			○	○	△	△
		B1			△	△			○	○		△
		B2			△	△			○	○		△
	精 神 障 害 者 手 帳	1級	△	△		△			○	○	△	△
		2級				△			○	○		△
		3級								○		△

○ほぼ該当、△条件ありで該当（所得制限ほか）、個別の状況により該当しない場合があります。ご注意ください。

			4 医療				5 サービス、助成				
			重度障害者医療費の助成	精神通院医療	更生医療	育成医療	在宅障害者訓練等施設 通所費助成	自動車改造助成	自動車運転免許 取得費助成	住宅改造助成費	住宅改修費助成 (日常生活用具)
身体障害者手帳	視覚障害	1級	△	手帳を持っていないくても、 障害の種類、 程度が該当すれば利用できます	手帳を持っている人で、 障害の種類、 医療の内容が該当すれば利用できます	手帳を持っていないくても、 障害の種類、 医療の内容が該当すれば利用できます	△			△	
		2級	△				△			△	
		3級	△				△				
		4級					△				
		5級					△				
		6級					△				
	聴覚又は 平衡機能障害	2級	△				△		△		
		3級	△				△		△		
		4級					△		△		
		5級					△				
		6級					△				
	音声言語 障害	3級	△				△		△		
		4級					△		△		
	上肢・下肢・ 肢体不自由	1級	△				△	△	△	△	△
		2級	△				△	△	△	△	△
		3級	△				△		△		△
		4級					△		△		
		5級					△				
		6級					△				
	内部障害	1級	△				△		△		
		2級	△				△		△		
		3級	△				△		△		
		4級					△		△		
	療育手帳	A1	△				△		△		
		A2	△				△		△		
		B1	△				△		△		
		B2	△				△		△		
	精神障害 者手帳	1級	△				△		△		
		2級	△				△		△		
		3級					△		△		

			5 サービス、助成 ^{じよせい}						福祉用具 ^{ふくしやうぐ}	
			有料道路料金 ^{ゆうりょうだうろくしん}	私鉄電車・バス運賃の割引 ^{してつてんしゃ うんちん かりびき}	JR運賃の割引 ^{うんちん かりびき}	航空運賃の割引 ^{こうくううんちん かりびき}	コミュニティバス	福祉タクシー ^{ふくし}	身体障害者（児） 補装具費の支給 ^{しんたいしやうがいしや ぼそうぐひの しきゆう}	身体障害者（児） 日常生活用具費の支給 ^{しんたいしやうがいしや にちじようせいかつようぐひの しきゆう}
身 体 障 害 者 手 帳	視覚障害 ^{しかくしやうがい}	1級 ^{きゅう}	○	○	○	△	○	△	△	△
		2級 ^{きゅう}	○	○	○	△	○	△	△	△
		3級 ^{きゅう}	○	○	○	△	○		△	△
		4級 ^{きゅう}	○	○	○	△	○		△	△
		5級 ^{きゅう}	○	○	○	△	○		△	△
		6級 ^{きゅう}	○	○	○	△	○		△	△
	聴覚又は 平衡機能 ^{ちやうかくまた へいぎんきのう}	2級 ^{きゅう}	○	○	○	△	○		△	△
		3級 ^{きゅう}	○	○	○	△	○		△	△
		4級 ^{きゅう}	○	○	○	△	○		△	△
		5級 ^{きゅう}	○	○	○	△	○		△	△
		6級 ^{きゅう}	○	○	○	△	○		△	△
	音声言語 ^{おんせい げんご}	3級 ^{きゅう}	○	○	○	△	○		△	△
		4級 ^{きゅう}	○	○	○	△	○		△	△
	上肢・下肢・ 肢体不自由 ^{じやうし したふじゆう}	1級 ^{きゅう}	○	○	○	△	○	△	△	△
		2級 ^{きゅう}	○	○	○	△	○	△	△	△
		3級 ^{きゅう}	○	○	○	△	○		△	△
		4級 ^{きゅう}	○	○	○	△	○		△	△
		5級 ^{きゅう}	○	○	○	△	○		△	△
		6級 ^{きゅう}	○	○	○	△	○		△	△
	内部障害 ^{ないぶしやうがい}	1級 ^{きゅう}	○	○	○	△	○	△		△
		2級 ^{きゅう}	○	○	○	△	○			△
		3級 ^{きゅう}	○	○	○	△	○			△
		4級 ^{きゅう}	○	○	○	△	○			△
	療育手帳 ^{りやうていさう}	A1	○	○	○	△	○	△		△
		A2	○	○	○	△	○	△		△
		B1		○	○	△	○			
		B2		○	○	△	○			
	精神障害者手帳 ^{せいしんしやうがい しやていさう}	1級 ^{きゅう}		○		△	○	△		
		2級 ^{きゅう}		○		△	○	△		
		3級 ^{きゅう}		○		△	○			

○ほぼ該当、△条件ありで該当（所得制限ほか）、個別の状況により該当しない場合があります。ご注意ください。



と あわ
お問い合わせ

えち ぜん ちょう やく ば ふく し か
越前町役場 福祉課

でん わ
電話：0778-34-8725

ファックス：0778-34-1235